

令和 4年 9月 6日

亀山市長 櫻井 義之 様

亀山市環境保全審議会
会長 加藤 忠哉



吉田柄煥の開発行為の審議について（答申）

令和4年3月8日付け亀環第01-2161号で諮問のありましたみだしのことについては審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

事業者が、本計画を進める場合、次のとおり意見があるので、その点を十分留意されたい。

1. 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づき、周辺地域住民の理解を得るよう努めるとともに、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずるなどの責務を果たすこと。
2. 搬入土砂の確認、管理を適切に行うこと。
3. 必要に応じて地盤改良、排水施設の設置、法面保護等を適切に行い、崩落防止に努めること。
4. 施工計画書の記載内容を確実に遵守し施工を行うこと。
5. 盛土高及び勾配管理を徹底するとともに、原地盤の処理等を適切に行うこと。
6. 事業の実施に伴う排水について、降雨時の流出量の把握に努めるとともに、現場における水平転圧の実施、沈砂池の強化及び異物の除去を行うことにより、土砂等の河川への流入を抑制するよう必要な対策を講じること。
7. 崩落等の緊急事態への対応を迅速かつ適切に実施するとともに、速やかに関係機関に報告すること。
8. 関係法令の規定を遵守するとともに、亀山市その他関係機関と綿密な協議・調整を行うとともに、適切に諸手続きを行うこと。

